

第十六回国会 衆議院 通商産業委員会 議録第二十五号

昭和二十八年七月二十五日(土曜日)
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小中 久雄君 理事 福田 一君

理事 中村 幸八君 理事 長谷川 四郎君

理事 永井 勝次郎君 理事 伊藤 卯四郎君

理事 首藤 新八君 小川 平二君

小金 義昭君 田中 龍夫君

土倉 宗明君 坪川 信三君

馬場 元治君 村上 勇君

笹本 一雄君 山手 満男君

加藤 清二君 齋木 重一君

下川 儀太郎君 中崎 敏君

山口 儀二君 始関 伊平君

川上 貫一君

出席國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員 大蔵事務官 森永 貞一郎君

(大臣官房長) 通商産業事務官 牛場 信彦君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 菅澤 大善君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 佐久 洋君

委員外の出席者 専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

七月二十五日

委員中曾根康弘君及び森清君辞任につき、その補欠として長谷川四郎君及び首藤新八君が議長の指名で委員に選任された。

長谷川四郎君及び首藤新八君が理事に補欠当選した。

七月二十四日

石炭業基本政策に関する陳情書(東京都中央区銀座八丁目一番地全国石炭同業連合会会長野村宗一郎(第一二〇二号))

中小企業金融公庫法の成立促進に関する陳情書(佐賀県議会議長安永澤太(第一二〇三号))

中小企業金融公庫法に関する陳情書(石川県商工組合連合会会長高橋利吉(第一二一八号))

電力料金地域差撤廃に関する陳情書(岡山県議会議長蜂谷初四郎(第一三〇六号))

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

武器等製造法案(内閣提出第四四号) 木材防腐特別措置法案(首藤新八君外四十名提出、衆法第三五号)

○大西委員長 これより会議を開きます。

本日は、まず木材防腐特別措置法案を議題といたします。御質疑はございませんか。別に御質疑がなければこれを省略し、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 御異議なければ討論はこれを省略いたし、ただちに採決に入

ります。本案に賛成の方の御起立を願います。

(総員起立)

○大西委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○大西委員長 次に武器等製造法案を議題といたし質疑を続行いたします。御質疑は一人大体二十分程度でお願いいたします。齋木重一君。

○齋木委員 この武器等製造法案に關連いたしました、私は石川県におけるところの小松製作所、これは砲弾をこしらえるとかんとかいふ問題で、内閣問題に關連して非常な大きな問題を提起したと聞いて、その根元をなす弾丸製造をやつてゐるものであります。

これらに対して工場長すなわち会社は職工の首切りをやつて、または賃下げをやつて大動搖を來して、一回三百何十人かの職工の首切りをやつた現実があるものであります。わが党といたしましては全面的にこの武器等製造法案に対しては反対の意見を表明するものであります。ところが、こういう問題が起ることに、この法案によつて制約するとか何とかと大臣初め言つておられますが、實際においては政府並びに政党が自由主義をモットーとしてゐるにもかかわらず、反面においては制約をしておるといふようなことに矛盾を生じておる。こういうことを私どもは納得が行かないので、ひいてはこれらの問題が起ると職工の首切り、賃下げということが派生して来ることを憂うるものであります。こういうことに対してし

ては、この方面に対して大臣並びに当局はどういうような処置を今後においてとられるかといふことをお聞きいたすのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。小松製作所の問題は何か臨時工を解雇したとか、縮小したとかいふ話を聞いております。詳しいことは事務当局から申し上げますが、そういうふうなことが出て来ませんが、この武器等製造法によりまして、よく会社の内容並びに規模というものを規制して行つた方がいいのではないかと私は考へております。政府委員をして詳しい事情を御答弁いたさせます。

○齋木政府委員 お答え申し上げます。小松製作所の問題は、ただいま大臣からもお話がありましたように、臨時工の問題と私どもは聞いておりますが、臨時工はもと々特別の用務に従つて一時雇用をいたしましたものでありますので、その用務が一定の期間を経過いたしました終つたという意味において解雇の問題が起きたといふふうには、私どもは承知いたしております。

○齋木委員 大臣並びに局長が臨時工と申しますが、實際は臨時工ではありません。熟練工もその中に包含されて首切りになつておる。それから御承知でもありましようけれども、小松製作所は弾丸をつくるのであります。弾丸自体が一貫作業によつて小松製作所の工場内において製造されるのではない。信管はどこそこ、火薬を充填するのはどこそこといふやうなぐあい

して、ただ組立てをやつて一箇の弾丸をつくる形態のように工場の内容がなつておると私どもは思つてゐる。火薬は三重県、火薬工場で充填し、信管は神戸製鋼でやつて、ただ組立てをする工場が小松製作所だと私どもは聞いておる。戦時中からそういうやうなものを製造したつておつた工場でありまして、職工といつても大体において臨時工ではありませんが、熟練工です、特需が打切られたといふやうな、口の口実のものに、これらが大層首切つたといふ問題があるのであります。ただ単なる臨時工の首を切るといふやうなことではないといふことを私どもは言明しておきます。従つてこの法案そのものから矛盾をする点も私どもは出て来ると思つておりますが、そういうことのないやうに最善の方法を講ぜられんことを願ふとともに、こういう問題に対してどういふ対策を、大臣は事務局よりと申されましたが、事務局もどういふやうな腹でそういうことに対処されるかを、重ねてお伺いする次第であります。

○齋木政府委員 中小企業なり、あるいは労働者の仕事の繁閑に応じて、いろいろな問題が出て参ることは、御指摘のように今後もあるかもしれませう。しかし、そういう問題も、この法案が成立いたしましたときには、生産を開始する許可の場合に、そういう内容につきましても、申請側の計画をよく聴取いたしまして、また契約を履行いたす場合にも事前に届出が行われるわけでありまして、その内容におい

て、中小企業者あるいは労働者の問題につきましても、計画、心構え、用意というものをよく伺ひまして、総合された適正なものについて許可をする、あるいはそれが不適正な場合には戒告をするというような運営をいたしまして、御指摘のような問題の発生した場合には、それを削除するというような措置をとりたいというふうに考えておるわけでありませう。

○大西委員長 次に加藤清二君。

○加藤(清)委員 私はこの法案はきょう上げるという委員長の意思に従ひまして、簡単にお尋ねを二、三したいと思ひますので、大臣は陣笠の質問に対してそういうかめしい顔をせぬで、もうきょう上げるのですから、なるべくにこやかに御指導いただきたい。

第一は、この法案が通過した場合に、通産省の人事構成にある程度の相違が来ると思ひますが、どのくらいの人員をふやす予定でございますか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。ただいまのところでは特に人員を増加しなければならぬようなことにはならぬと思ひます。

○加藤(清)委員 それでは現在の人員だけで、規格の検査とか工場の検査とかいふようなことが十分に行われる、その解釈してよろしゅうございませう。

○岡野国務大臣 その通りでございます。

○加藤(清)委員 この法案が通過することによつて、今度工場の設備がふえますか、ふえませんか。きのうの業界の代表の方の答弁には、工場が余つておるのだ、そこへアメリカから注文が来たので、渡りに船だからやるのだ、

こういうお話でございますが、そのお話を額面通り受取りますと、国有財産遊休施設処理委員会の方でちよつと疑問に思わなければならぬ点が生じて参りますので、その点の取下けについては地元の方々も重大な関心を持つて見ておることでございますから、一応お尋ねするわけでございませう。

○岡野国務大臣 これは今後の武器生産の見通しでございます、その見通しによりまして、業者がこれにどうい

うような受け答えをするかの問題がきまるのでございまして、これは非常に仮定のことに参りますが、今後注文がどのくらい来るかということにつきまして、われわれはまず見通しをしななければなりませんし、それと同時にこれに対して、たくさん遊休設備がござい

ますから、これを利用して注文を受けようという業者がおそく出て来ると思ひます。しかしその場合に、やはりこの法案の趣旨にのつとりまして、十分なる検討をいたしまして許可をすることになります。ただいまのところでは、MSAの問題なんかはつきりいたしませんから、わかりませうけれども、もし日本で相当な注文を受けると

いうことになれば、申請者は出て来ると思ひます。しかし申請者は出て来ても、やはりその申請に対して、資格があるかないかというものを検討し、同時にその資格検討のうちに、

将来の注文の見通しというものを付けて許可いたしますから、ただいまのところ、大してふえないのではないかと考えております。

○加藤(清)委員 ふえないならば遊休施設の工場をほかの方へまわすような方途に出てよろしゅうございませうか。

か。

○岡野国務大臣 平和産業とかなんと言ひますが、兵器を特別として申し上げますれば、ほかの事業に利用し得る遊休設備がございまして、その遊休設備を使つて行こうという者にはむろん許してさしつかえないと思ひます。われわれとしては、その業者の申請をよく見まして、これに対して適当な処置をして行きたいと考えております。

○加藤(清)委員 将来の問題についてちよつと承りたいと思ひますが、今までの答弁なり質問なりを聞いておりますと、将来の発注の見通しは今年度だけはつきりしてあるが、来年度以降はつきりしてない、このように受取れるわけですが、それでよろしゅうございませうか。

○岡野国務大臣 その通りでございます。

○加藤(清)委員 その通りだとおつしやいますと、もう一つどうしても聞かなければならぬことがございませう。この発注者が現在のところは米国人である。だからこゝ他産業にもこういう競争のはけしいところもあるけれども、それにはこういうふういふいふをかける法律はつくらずに、この武器のみに特

にこういう法律をつくる必要性があるんだという重澤局長の御答弁でござい

ました。再来年になつても、製造を許した工場に対して発注をするかしないかという見通しなり何なりがついておりますか、おりませうか、大臣の腹でけつ

こうであります。

○岡野国務大臣 ただいまのところ、その点はよくわかりかねます。日本政府

府が兵器を注文するかどうかということにつきましては、まったく私は存じておりません。しかしただいまのところ、発注者が一本であるから、この法律によつてということとは、これは全部じやありません。御承知の通り、兵器生産の法案と申しますのは、いろいろ

な観点からこうした方がいいということでございますので、発注が一本であつても二本であつても、やはり同じこととあります。社会の治安並びに危険を防止するといふような意味、また受注者が濫立して、無謀な競争をして出血受注をしたり何かするのを防ぐ、またいろいろの危険がございませうから、その工場のあり方というふうなものもよく検査いたしまして、また武器が製造中にとられて社会の秩序を乱すような者に陥つて困る。かたぐいいろいろな理由でこの法律を出してあるの

でありますから、発注者が一人であるからこの法案を出すということには限り

ぬ。しかし発注者が二人になりまして、三人になりまして、これは一向さしつかえないことと考えております。

○加藤(清)委員 一人、二人ということとが問題になるわけじやない。その原因の一つが一人だということ。それはそれとして、そうすると、私の聞きたいことは、そういうところが要点でなくして、日本の政府は、来年になつても再来年になつても、製造許可をした工場に対して、日本の保安隊なり何なりを使用するところの武器を発注することができかねないか、そういうことをするのさしつかえないか、

を聞いておるのではありませんか。

(委員長退席、中村委員長代理着)

席)

○岡野国務大臣 もし保安隊なんかでせひそれがほしいとか、何とかがほしいとかいふような場合に、必要があるとしますれば、むろんその会社に注文していいと思ひます。これは当然であります。

○加藤(清)委員 現在はそれが許されておりますか。

○岡野国務大臣 現在はそういう発注はございませう。

○加藤(清)委員 許されてないわけですね。

○岡野国務大臣 注文がございませう。

○加藤(清)委員 現在のところは保安隊で使用する武器はほとんどがアメリカの支援によつておる、こういうことなんですか。

○岡野国務大臣 御説の通りでございます。

いうことが、その会社を許可する一つの条件でございます。大体においてそれは財政的には十分やつて行けるというものでございます。しかし流動資金とか金庫の面にはたよらなければならぬ。そこでもしそれが開業銀行あたりが資金の対象になり得るということであれば、むしろ開業銀行に対してそういうような政府資金を投ずるようなことになるかと存じます。それは許可申請をしてある会社、同時にその会社が進行して行くその過程におきまして、その当時の事情をよく勘案しまして、金融の道の中に政府資金を投ぜられることもあり得る、こう私は考えております。

○加藤(清)委員 運輸資金は、融通することがあるかも知れない。ところが設備資金はどうかでございますか。

○岡野国務大臣 その設備資金の点におきまして、市中銀行の対象にならないうで、しかもその会社としてやはりやつて行かなければならぬという、いわゆる必要條件が備わりますれば、やはり開業銀行あたりが金融機関としての対象になる、こういうことでござい

○加藤(清)委員 援助というても、融資をするという援助でございますか。

○岡野国務大臣 それはあつせんをいたしましてやります。

○加藤(清)委員 融資のあつせんです。

○岡野国務大臣 さようでございます。

○加藤(清)委員 そうなりますと、ぜひ承らなければならぬことがござい

私の聞きたいところでございますか。そこをはつきりとお答え願いた

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。兵器生産会社と申しますものを、こういうふうないろ／＼な観点から規制をしていくことは、日本の財界並びに一般社会情勢から必要であるというために、最小限の規制をしておるわけでございますが、しかしその生産業者というものが企業を行いますのは、まったくの私企業でございますから、その私企業において、自分自身で、自己資金で設備をすべきものである。しかしながらその自己資金でも足りないし、しかし必要に応じて相当な設備も拡張しなければならぬというような場合には、もしわれ／＼が必要と認め

ますればあつせんをいたしまして、融資もくふうして差上げよう、しかしこれはまったくコーポラル・ベースでやることでございまして、これが経理とか何とかいうものは、いろ／＼われわれも参加いたしまして、経営が困難にならないようにはやつて行きます。しかしこれが行き倒れたからといって、政府が国家補償によつてこれを助

けて行くというところまでは、私どもは考えておりません。

○川上委員 関連して、非常に簡単なですが、今の大臣のお答え、その通りだと思ふ。これは何ら政府が補償したり何かをしたりするものじやない。だからあぶない。兵器を生産しておつたら、軍事基地を多くして戦争を始められなければならぬ。そこでちよつと聞きたいが、内灘の接収問題について、武器製造業者が、政府はなぜこれを早く接収せぬのか、すぐ鉄砲をぶつばなししてしまつたらいいのだ、こういうことを、関西並びに関東の一部の業者から政府に強引に強要した、こういう事実を通産大臣は知つておられますか、知つておられないか。またそういう事実はないと確言されますかどうか。これだけ伺いたい。

○岡野国務大臣 私真摯にいたしまして、そういうことを聞いておりません。

○加藤(清)委員 皆さんお急ぎのようでございますから、了解しにくい点があるかも知れませんが、簡潔に質問しますから、大臣も簡潔にお答えをお願いします。そこで自己資本で仕事を始め、政府の許可がとれた、やれうれしや、発注を受けた、その間いろ／＼な干渉を受けた、そして結局採算がとれずに、すでにやぶつ倒れたところもありましよう。そういうものが将来生ずるか生じないかという見通しについて、大臣はどうお考えでございますか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私はそういうことのないように全力をあげて努力したいと思ひますけれども、しかしした単純に財界のことは

わかりませんので、ほかに大きな不況が起きるとか何とかいうことで、それに関連していろ／＼な情勢で経営困難になることもないとも限りません。でございますから、ただいまのところでは、人間の見通し得るところの最善の注意を払つて、そういうことのないようにはしたい。同時に相当注意すれば、そういうことはないのであるか、こ

う私は考えております。

○加藤(清)委員 さきに通産大臣にもこの通りのことをお尋ねしたわけなんです。そうしたら、ことし一年間は大丈夫だ、来年、再来年はわからぬけれども、ことし一年間は大丈夫だと言われた。いやそれははつきりできないでしようと言つて、私はそのときに疑問を残しておいた。そうしたら案の定、半年たつたうちに、朝鮮の休戦と同時にがた／＼して来て、御承知の通り株が下りました。おかげでどういふことが生じて来たかという、会社が困つただけでなくして、今までさる会社が、この遊休施設は私の方が受けたいた

ちたにいろ／＼なことをしておいたの

一点に、コストを決定するときどうやつて決定したらよろしうござい

すか。つまりことし設備をしたとしま

しやう。それが来年、再来年注文があ

るかないかわからないでしやう。この

もコストを安くしてやつて行く、そうしてもうけて行く、そこでもし日本がこういうものを国産でしてあるという場合には、政府がコストをいろう／＼考えてやらなければならぬかもしれせん。しかし規制はいたししても、これは自由企業でございますので、企業の経営者というものが自分自身で、どうして——むろん企業でございますから、もうけて行きたいためにやつておるにきまつてゐる。そうしますと、もうかるようなくろみ書をつくり、同時にそのもうかるみ書によつて、自分の経営内容をいろう／＼研究し、同時に結論を出して、それから生産コストをはじき出すということでございます。そういう場合に、見込み違いであつて損をしたとか、つぶれるということになつたら、これはやはり企業経営者の大半の責任だと思ひます。しかしそのコストにつきましては、やはりわれわれもあまりに無謀な競争をされては困りますので、できるだけこういうふうな出血受注をするような値段で売らうなことはおしになつたらいいだらうというふうなこともアドヴァイスしなければなりません。そこで契約なんというものも一応は届け出てもらひまして、こういうふうによつて、これなら損をしないだらうということを、間接には見て行きたいと思ひますが、しかしコスト決定は一に企業家の自分のデイスクリッションによつてやつて行く、こう私は考えております。

●加藤(清)委員 それでは、コストは一に企業家の経営手腕による。昨日の参考人の答弁では、腹による、こういう御答弁でございましたが。それではもう一つ、今度は政府側に立つた場合の観点においてお尋ねしたいのですが、ことしの設備は来年、再来年、その次と償却して行かなければならぬはずなんです。が、来年、再来年の注文はさつぱりわからぬ、こういうことになりますと、減価償却ということとは全然できぬわけですね。その場合にここから税金を徴収する方の側は何を目標にことしの収益を決定するのでございませうか。その折に減価償却ということはおミットして行われようとするのでございませうか。その点をはつきりお尋ねしたい。通産省としてはどのような指示をなさうとしていらつしやるか。

●岡野国務大臣 お答え申し上げます。今の考えではそう永久に続くべきものではない。そうしますと経営者の側におきましてはそう長く注文もない、だからできるだけ早く償却しておくべきものだ、こういう考えが起ると思ひます。そこで償却はやはり事情に応じ、早くさせなければならぬということも出て来ますので、その辺のところは私、企業家の立場に立ちまして、同時に今後の兵器生産というものの見通しにつきまして、償却はなるべくすみやかにやらせ、同時にそれに対するある程度の税法上の関係も考えなければならぬ、こう考えております。

●加藤(清)委員 大臣さんはすみやかにという抽象的な言葉で事は足りるけれども、実際具体的にことしの収益から減価償却の分をどれだけ差引くかというふうなことは、これは数字の問題で、抽象論では行かぬわけなんです。が、それではことし一年だけで全部差引いてしまつてもよろしうございませうか。

●岡野国務大臣 お答え申し上げます。それはいろいろ／＼関係の省もございませうので、通産大臣はこういうふうなことが希望であると申しまして、制度上いろいろ／＼のことがありますので、その辺のところはよく検討いたしまして、そうしてできるだけ私の趣旨に沿うように持つて行きたいと思つております。

●加藤(清)委員 きめられた税法によれば、この機械は何年間、この機械は何年間ということがきまつてゐるはずですね。それを今の大臣さんの言葉によればすみやかにやる、こういうことになりますと、そのすみやかという言葉は現在行われてゐる税法上の規則を破つてもよろしいのでございませうか、破つてはいけなひのですか。

●岡野国務大臣 お答え申し上げます。破つてはいけません。法律にきまつております。ただいまは、法律にきまつております以上は、法律の規定通りしかできません。

●加藤(清)委員 そうするとすみやかにとおつしやいまして、すみやかにできないですね。ことし一年で差引いてよろしいという法律はないのだから、いくら短かくても三年から五年、多いものについては十年間の償却にこの機械設備はなつてゐるわけですね。そうなつた場合に、せめて来年、再来年のアメリカの注文がわからなければ、日本側がこれを保証するとか何とかいうことになつておれば法律通りに行けますけれども、それができない場合の問題に相なつて参りますと、これは一体どういふことになるのですか。具体的にどうやるとよろしうございませうか。

●加藤(清)委員 加藤さんは事業を経営なさつていらつしやるので、償却のことでもよく御存じだらうと思ふのですが、償却はお話のように、あとの注文が相当あるかないかというところにかかつて来るわけでありませうから、そこで一番安全を見積りますと、それに使用した機械をその注文だけで償却してしまふということにすれば一番安全なこととはもとよりであります。しかしながら全部の機械がほかに全然転用あるいは利用できないという場合もなないわけではないのでありまして、その製品にだけしか使えない機械というものがあれば、その機械だけはその注文だけで償却をしてしまふということが安全であります。が、その他のものにつきますのは、他の仕事によつてまだ働かせる機会もあるわけでありませうから、そこにおのずから償却の長短が出て参る。かりに割増し償却というふうなことにいたしますと、現在の法律体系のもとにおきましては租税措置法によつてこれが規定されるわけでありませうので、その政令なり、あるいは大蔵省との関係になります。が、省令なりの改正によりましてそういう措置ができるわけでありませう。しかしながら根本的にさらにそういう償却制度に改正を加えるということになりますれば、これは法律の改正ということになります。そこに時間的のすみやかとか即時に参るということはおのずから長短が出て参るということでありまして、私の説明は加藤さんはもうすつかり一部始終御存じのことだらうと思ひます。御了知願へるというふうに思ふわけでありませう。

●加藤(清)委員 実はこの法律をつくることによつて通産省は、お前のところはこの仕事をやつてよろしい、お前のところはこの仕事をやつちやいかぬ、こういうことになるわけではなう。これはふるいにかけるのですから……。そうすると、お前のところはやつてよろしいと許可した以上は、そのめんどうは見ないとしても、税金をどう納めたいかぐらひのことを質問された場合に、これで答弁ができぬという係官がおられたら、これはとんでもないことになるでしよう。そこで今の局長さんのお話でございませうが、同じ旋盤にもいろいろございませうし、ほかに転用できる旋盤もありませう。ところがそれにはしか使えないという機械もあるはずでありませうし、同じたまたまにしても、雷管にしてもあるいは補助タンクにしても、日本の規格が違ふのです。溶接の仕方までが違つてゐるのです。それをみんな向う様の言う通りに、こちらにまねてやらなければならぬのです。その研究のためにいづいぶん費用がはいるのです。その費用は会社の過去の蓄積によつてやるまではやつた。ところが注文は一回きりで切れたということになりますと、減価償却を一回だけでやつてしまへばいいけれども、それができぬ場合に、あとは出血だ、こういうことにならるわけですね。その点をどうしてくれるか、こういうことなんです。

●岡野国務大臣 お答え申し上げます。私は加藤君のお説ごつとも存じます。が、こういう一つの前提を……(加藤(清)委員 理論じやない)と呼ぶ)理論です。と申しますことは、これはある会社に物をつくれという命令をしたときにはむろんめんどろを見なければならぬ。しかしこれは私企

その辺のところは十分監督してやつて行かなければならぬ。いろいろの事情によりまして、自由自在にやつておるといふような業種を武器生産に關する限りは、今回これをひとつ規制して行きまして、経済的に日本の財界に安定を与える、同時に社会的にそういうような不安の根を根絶するといふ意味で、今回の法案を提出して御審議を願つておる次第であります。

○中崎委員 二つの理由をあげられましたが、その一つの理由については、たとへば繊維にいたしましても、ゴムにしても、皮革にしても、あるいは油脂にしても、あらゆる事業がみな競争をやり過ぎて青息吐息の状態にあるので、これは依然として武器だけの理由は認められないのであります。ただあの理由でありまして、つくられた武器が野放しにあらちをまわつて行つて、これが公安を害するおそれがあるから、事前に規制をして取締りをして行くといふ考え方は、一応納得が行くのであります。しかしそうかといつて、今日までとにかく野放しの状態にあつた武器製造については、こういう法律がなかつたためにその間において一体どういう弊害があつたか。去年あたりから武器の製造業者は濫立してたくさんあると言われておる。それが過去一年間において許可制でやらないために実際にどういふ実害があつたか。またたとえば猟銃とかピストルとか爆薬とかいふものについては、それ／＼の取締り法規があつて、その販売についても一々厳に取締りを受けておるから、何をだれが持つてゐるかといふこともわかつておるはずだ。それでさえもなおかつ不十分であるとい

うならば、この法律によつてそれ以上に守られるとも考えられない。いわばもぐつて、やみからやみへと法律を蹂躪してやつておるのでありますから、そういう者に対してはどういふ法律をつくつてもだめだ。そういう意味において、あの現在の取締り法規以上に必要性を認められない。そういう理由であつたの御答弁は私の場合においては正しいと考えられないのですが、二つの質問に対してお答えを願ひたい。

○重澤政府委員 御質疑もつともな点があります。現在武器はなるほど自由なことになつておるのであります。が、ただ所持につきまして制限がされております。ところが實際上武器の生産をしておりまして、その所持は規定がないわけでありまして、便宜な取扱ひをしていられるといふような状況であります。のみならず、現在までのところ大体十社ぐらいのものが武器の生産をしておるのでありますけれども、われわれの承知しておる範囲内におきましては、六十社ぐらいのものが生産の希望あるいは準備をしておるといふような情勢でございます。これが生産財であります。国全体の経済の上から見ましても、相当効果があるといふ見方でもできるでありますが、何と申しましてもこれは生産されましたもの、それが自身が生産財でありますので、そういったものの設備が過大になつて参るということは、やはり全体の上から見ますと憂慮すべき事態であるといふふうに考えられるのであります。

○中崎委員 生産財であるか、不生産財であるかといふことの問題であります。が、不生産財であるならば、設備の拡大をチエックするだけの強力な手が

打たれる、言いかえれば国の計画経済に基いて、こういうものといふものは急を要さないものである、しかも不生産財である。だからそれには貴重な国家の資金、資材をつぎ込むべからずという規制をされるなら話はわかる。だが武器だけに不生産財という理由をつけられることはどうしてもわからぬ。

そこで私は今度は角度をかえてお尋ねいたしますが、近く独禁法が改正されて法律化されるという状況になつて来ておるのであります。これによつてこの独禁法改正の主たる目的である出血受注、あるいは会社の濫立といふものを防ぐ方法があり得ると考えるのであります。この法案の適用によつては、この目的は達せられないのかどうかといふことをお聞きしたい。

○重澤政府委員 御説のように、独禁法の改正がもしできますと、不況カルテルあるいは合理化カルテルといふことによりまして、お説のような趣旨を達成できる場合があるかもしれませぬ。しかしながら現在のうちに武器の発注が非常に特定なものに限られております。場合において、これを受注する面側ではたしてそういうような話合いができるかできないかといふことは、現在の状況から徴してみますならば、非常にむづかしい事態があるのではないかと、いふように思われるわけでありませぬ。

またそうしたもの組合もつくることができぬ。またアウト・サイダーに対しても相当強力なる組合としての発言、あるいは通産大臣としての監督権、命令権といふものが発動されるような仕組みになつておるのでございませぬ。これがそのまま通過されますかどうかは別として、一応そういう法律案が現に出ておるのであります。これが法律化された場合において、これを適用して武器の輸出を対象とするいわゆる特需も輸出として見られるかどうかといふことは一つの問題であります。が、かりにそういう範囲に入るとすれば、改正された輸出取引法を適用することによつて、その目的が達成できるのではないかと、いふことも考えられるのであります。この点についてお聞きしておきたい。

○重澤政府委員 輸出取引法の改正案が提案になつておりますが、これは特需を対象にしておりません。かりに特需を対象にいたすにいたしましても、何と申しましても特定な注文者から参りまして、その注文者はずししたならば、ほかに注文がないだらうと思ひます。輸出の場合におきましては、たとえば鉄にいたしましても、機械にいたしましても、その場合両者の商談が成立いたしません。また他の不特定多数の需要者が予想されるわけでありませぬ。そちらの方に話をすると、いふ機会もあるものであります。武器は何と申しましても限られた注文者のわけでありませぬ。その話がかつかないことには一切商売ができないといふ事態になりますので、そこにおのずから差異があるといふふうに考えられ

るわけでありませぬ。

○中崎委員 相手が特定者であるとか少数者であるとかいふようなことは、取引の上において重大要件ではないと思ふのであります。といひますのは、たとえばドル貨を稼いだから、外貨の面においても一つの輸出の範疇に入るべきものであると思ふ。そうすると、武器を特定の国なら国との交渉において受注をする際において三名なら三名の業者が、おれたちは今度加わらぬ、出血受注はやめようじやないか、やたらにコストまで割つて注文を受けるのはやめようじやないかといふ話合ひもできる機構になつております。これが今までできなかった。ところが今度法律化されれば、今度はそれによつて、相手が特定であらうと何であらうと、おれたちはそんなことでは注文を受けて仕事をやらないのだといふ腹構えもできる。そういう意味合ひにおいて、むしろこの取引法の範囲解釈を広げて、そういうものを当てはめて、そういう法律の適用を受けるように業者を従へたらどうかといふふうに思ひます。

○重澤政府委員 お説のようなこともできる場合があるかと思ひます。しかし何と申しまして、現在大体六十社以上の多数のものがそういう話合ひがつくつかないかといふことになりませぬ。私は話合ひがつくだらうと思定するのはむづかしいのではないかと、いふふうに思ひます。ただお説のように二社なり三社のものが話合ひをするといふ可能性はあらうと思ふわけでありませぬ。

○中崎委員 特需の実情については知りませんが、たとえばアメリカの軍の

方から砲弾の受注を何れ受ける、あるいは鉄砲のたまを何れ受注を受けるといふ場合に、六十柱があつて殺到して行くものではない。このうちで大体自分の方ではこういうものだといふ見通しを立ててその中の何柱か出て来るんじゃないかと思ひますが、業種別でもよいのでありますが、一つの組合をつくつて、それによつて一つの統制された動きをすることによつて、水も漏らさぬところの相手に對抗して行けるのではないかといふ考え方を持つのであるが、そこに行けば業者は利にさとい、自分がうまくやろうといふものもあるけれども、こうした有力なる法律の武器があつて、その恩恵を受けてお互いが利益をはかれるといふ場合においては、必然にそういうものがあるが運用されるのではないか。それだからこそ、今度局長が出しておられるような輸出取引法の一部改正の法律案が出されて、有効にこれが利用されるという考え方の上に立つてゐる。であるから、せつかくその法律ができるならば、この場合においてもこれを適用したらどうかといふように考えるのであります。これはこれ以上申しません。

と、ところで一応こういうふうによれるとすれば、少くとも当局の方では一つの計画がなくちやならぬ。どれくらい注文が来るのか、前途の見通しがどうなるかわからぬのに、これだけの設備は多いとか少ないとかいふことは言えないはずである。でありますから、どうしても当局においてははつきりした計画があるだろうと思ふ。たとえば今年度はどうか、来年度はどうか、その次はどうかといふふうな見通しが立たず、お先まつ暗の上で、この会社は許可するとかせぬとか、この設備は多いとか少ないと言われるのはおこがましい。實際迷惑である。であるから、十分確信を持ち責任の持てる範囲における計画があるはずである。その計画をまず聞きたいといふことが一つ。もう一つは、一応これはいいといふ設備の許可をする。ところがまた次に思ひがけなく大量に注文が来た、つまり過剰の注文が来たといふ場合においては、これは日にちのずれがあつても、許可するからいいとして、さて設備を許可し過ぎた、その後の事情においてそれだけの注文が来なかつたといふ場合においては、減さなければならぬ。その場合に今度は減すだけの考え方を持つておられるか、この点をお聞きしたい。

○重工業政府委員 今お尋ねの点は本法の非常に重要な点でございます。これは数回論議を重ねられた重要な点だけに、われ／＼としても大いに慎重に考えなくちやならぬと存するのであります。注文の程度は、再三御説明を申し上げましたように、大体来年は今年と同じ程度のものがあるという見通しでございますが、種類別にわけて考えなければならぬわけでありまして、この法案の中にあります審議会におきまして、その具体的なものにつきまして一応の見通しをつけて行きたいといふふうに考えております。二年、三年の先はわからないやないかという御質疑につきましては、なるほどその通りであります。そういう事態になるべく早くなくなつて、早くわかるということをわれ／＼として期待しているわけでありまして、また一旦膨脹

いたしました設備が、注文がなくなつてそれを削減しなければならぬという事態もあり得るかと思ひますが、そういう際においてはそういう設備を削減するということは、本法の規定にはございませぬ。そのときは従つて過剰のままだに残るわけですが、そういう事態を来さないように、事前に慎重に注意する必要があるが、それにしてもそういう事態が参つたといふときには、そこにおのずからやはり業界との話合によりましてそれに善処する方策をきめなければならぬといふふうに存するわけでありまして。

○中崎委員 この法律ができてこれが適用されたあかつきにおいては、たとえば兵器生産のための設備、準備なんかを整えてある向きもあるが、それが許可を受けない場合もあり得る。そういう類のものに対して一つの補償を考へておられるか。言いかえれば、企業合理化というやうな場合においては、かつての戦争中の場合における／＼企業の統合整理をやつたが、やはり一つの補償というやうなものも考へられておつた。これをやりつづななし、切りつづななしで、切捨てごめんといふやうな結果になるものなかどうか、それをひとつお聞きしたい。

○重工業政府委員 そのときは切捨てごめんといふやうなことでむろん事態は解決しないのでありまして、いろいろ金融的な措置なり、あるいは他の産業に転換するなり、転換するあつせんなり、そのときに法律の規定をまたずして、その設備の活用と申しますか、転用と申しますか、そういうことについて措置せられるものかといふふうに考へてゐるわけでありまして。

置をとるとかいうことは考えられるわけでありまして。具体的にはその事態に処して考え、単なる行政的な措置では解決しないといふときに、初めて法律の根拠による解決策といふものを打出されてもいいんじゃないかと存するわけでありまして。

○中崎委員 どうもわからないのですが、まず第一に、税法上の措置がただ単なるあなたの口頭でできれば一番いいのです。言いかえれば、税金の減免といふことは特別の法律の裏づけがなければできぬのです。それは言うまでもないことでありますが、そういう裏づけを現在においてやられるだけの熱意を持ち、その責任を持たれるかどうか、そういうことができればそのとき考えられると言われますが、そうであるならばこの法律もいらない。将来注文がよけい来るかどうかは今わからない。にもかかわらず、注文がよけい来ないやうな場合においても、設備がよけいできたりしては困るから規制すると言われる。将来を予想してやつておられる。であるから、その将来の予想の上に、結局あるものが出血せざるを得ない。言いかえれば、首を切られざるを得ない。こういうこともはつきりしてゐる。そのためにこの法律はつくられる。はつきりした事実の上に、これを無視して、そうしてそれだけは将来に譲るのだ、これだけをつくるのだといふことが、どうも私はわからない。その点をもう一度はつきりしてもらいたい。

○重工業政府委員 少くとも来年一年は現在と同じくらいな注文がある、こういう予想に基いてゐるわけでありまして、それから先がかりにはつきりわか

らないにいたしても、しかしその一年に善処するという意味においても本法の意義はある。ましてその先がわからないのでありますから、お説のようにそこですつかりなくなつてしまふということになるのか、それからさらにまた来るのかというところは、これは見解の相違ということになると思つておきます。

○中崎委員 少くとも一年はあまり大きな増減がない、変化がないという見通しのようでありまして、そうであるならば、現在やつておられる実際の武器製造のための設備、並びに現在やろうとしておる、もういつでもやれる段階に入つておる設備、これだけは無条件で認められるのかどうか。

○重議政府委員 むろん無条件ではないのであります、第五条に規定いたしてあります条件に合致するということになるわけでありまして。

○中崎委員 それではちよつとおかしいのであつて、現在においても、とにかく現在の受注に間に合うべき一つの設備はある。これを企業整備ではつきりやめさすということならば、企業整備の方針に基いて、別個の整備要綱を持つて来られるならわかる。それが単に来年もことしとあまり違いがないというならば、現在の設備、それから現在やつても間に合うところまで来ておるようなものも一応そのまま認められて、その後において新しくどん／＼できて来ようとするものに、君たちは設備をやたらにやつてはいかぬのだという事前の予告を与えるという意味と、それからほんとうに今度は余り過ぎた、そういうふうな場合にどうするかというふうな二段の問題があると思

うのであります。とりあえず来年もことしと同じだということなれば、現在の設備をやつておるところ、並びに現在やろうとして間に合うべきところまで来ておるといふ種類のものまで認められないというの筋が立たないと思つておきます。

○重議政府委員 全体の金額から申しまして大体同じ程度だということでありまして、武器の中にも非常に範囲が多いわけでございますから、第一条に定義をいたしておりますように、たとえば現在銃弾を相当つくつておるが、砲弾の方が多くなるかもしれない。あるいは部品の注文が多くなるかもしれない。それに応じて設備、機械というものが相応したものがあるわけなければならぬわけでありまして、むろん現在つくつておられますもの／＼の注文が、内容そのものにかわりなければ、現在のものがそのまま行くわけでありまして、いろいろ武器の中にも種類が多いのであります、その中の調整は必要なのであります、本法の意義がそこにあると思つておきます。

○中崎委員 あまりこの問題に深入りしませんが、ただ今の点についても、たとえば種類は実際違ふでしょう。多少ふえるものも減るものもあるでしょう。あるいは数量においてもそういうことがあるでしょう。大体においてどこに駐留しておる軍隊がどの程度のものを作るのだということですから、その大きな変化があるとは思われない。それはそれでいいですが、MSAの問題が非常にしば／＼問題になつているのであります、もう草案まで起草するということまで行つておるの

ありますが、MSAというものは、武器製造の法律の適用上重要な問題であり、われ／＼もまた重大な関心を持つておるがゆゑにお聞きするのですが、通産大臣において、ある程度武器製造のこの法律に関連性があるという面において、多少の新しい知識、情報を得られておるかとか、それをひとつお聞きしたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。ただいまのところでは、MSAの交渉は始まつておりますけれども、この注文のことには何ら触れておりませんし、ただどういふふうに取り扱つて行くかというふうな根本のことを交渉しているように私は聞いております、MSAによつていかなる注文が出て来るか、また何が来るかというところは、まだまつたかわからない状況であります。

○中崎委員 どうもおかしいのは、お互いの協定案文までつくられるといふときに、原則的にはほぼ一致して、あとは条文の表し方をどうするか、いわゆる英語でどういふふうに訳すか、日本語でどう書くかというところに來ておると思つておるわけですが、それにもかかわらず、一國の通産大臣として、また一國の内閣として、国の産業、経済、財政に重大な関係のある問題が、まだこの段階においてはわからぬといふのは、いささか怠慢ではないか。もう少し国会において実情をはつきりしてもらつて、なるほどどうか、おわれれもこの点については協力しなければならぬじやないかといふ心構えをつくらせるようにしてもらいたいと思つておる。今までの感じは、しば／＼言われておるのではありませんが、臭いものにふたをしてかんじんなどころはみな裏

から裏へほうむつておる。初めの平和条約もそうでありまして、日米安全保障条約も軍事協定もそうでありまして、初めは国民に言わない、隠されたような約束をされておつて、ずん／＼そのために引きつづいて行かれるのじやないか、この法律もそういう結果から出て来るのじやないかといふふうな心配をさすのであります。百パーセントものを言うてもらいたいとは言わなけれども、もう少しそうしたような重大な問題を、多少感得ができる程度のことはちよつとびりでも言うてもらいたい。そういうことを特に私は念願するのであります、それとも全然産業経済に關係あることはお話し合いの見通しが立つていないのだといふふうにより、然として言われるのか。あるいは自分としてはこういう見通しを持つておるのだ、多少こういうふうな情報があるといふことがあれば知らせてもらいたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。これは通産大臣としては、お説と同じ考えであります。どういふものから来るか、そうしてどういふふうな注文の仕方をして来るかといふこととなるべく早くわからせてもらいたいといふことは、ついでに行つておる係官に話をしておるのであります、ただいまのところはそれにはちよつとも触れていないのであります。ただ原則論としてどういふふうな協定をつくらうじやないかといふことで話合つておまして、私もあなたと同じ欲求を持つておるのであります。なるべく早く経済政策並びに貿易政策なども立てなければならぬ、それにMSAといふものが何らかの形で来ることになれば、完成兵器で来

るか、金で来るか、金で来ると思ればどのくらいになるか。また武器製造の点から言えば、完成兵器で来たのでは注文がとれませんから、それを二つにわけて、ぜひ外貨だけでもほしいといふことは欲求でございます。まつたく同感でありますけれども、その点までは進んでおらぬことは事実でございますから、これは御了承願ひたいと思つておきます。

○中崎委員 そうすると、いよ／＼MSAが調印でもされて、大体日本の産業経済に及ぼす影響等の見通しがいつてからこの法案が審議されていいと思われまして、その点どうですか。

○岡野國務大臣 お答えいたします。MSAといふものがこれから出て来て、もし私の希望してありますように金で来て、日本で生産をしてくれるといふことになれば、生産業者に対してどういふふうな許可して行くかといふ方針をきめますけれども、しかしこの武器生産は、現在あるところの武器生産業者、並びに今発注を受けておるものに対して、どういふふうな業者が自衛して行くか、同時に経営をして行くかといふことに対して、われ／＼はやはり一応の基準をきめて、出資受注をしないように、合理的運営ができるようになつて行きたいと思つておるから、結局MSAの問題が早くわかりましたら、その点におきまして、この法律によつて認可、許可をする材料がふえて参りますから、これはプラスになるでしよう。しかしただいまの情勢におきまして、やはりこれをやつておかないと、日本の財界に不測の不安もしくは危険を生じやせぬか、こういうことやつておりますから、現在の情勢にお

いてこれが必要なのでございます。

とはお説の通りであります。そういういた

考えてはおりません。ことに砲弾とかあるいは武器をつくるような、そういう業者がそう軽率に、何日か知らぬが今にも調印されるであろう、見通しもつくであろうというその段階において、あわてて急に設備をやろうと考える人はだれもいないと考えます。そういう意味において、岡野さんがそれをおわかりにならぬことはないのだけれども、まあ国会で何とかやつておこうという考えだろうと思ひます。それはそれでいいのです。それ以上突つ込んでみたところで何ですか、この程度にしておきます。

あります。その土地を至急こちらが使用したいということになれば別であります。現在そういう具体的な事態も出ておりませんので、私もともいたしましては、まだ向うにそういうものを至急返還してほしいというかけ合ひはいたしてありません。しかしながらそういう必要性がある場合には、むしろ向う側にも交渉したいというふうなことを考へております。

ました場合におきましては、許可の際に下請工場、中小企業との関連をどういうふうにするのか、申請者の計画内容を十分に検討するとともに、契約の履行にあたりましては届出制がありま

○中崎委員 武器製造業者の実情を見ましても、業者はなか／＼敏感なものです。であるからMSAの成行には重大な関心を持つておると思うのです。それで今度は大きく来るかもしれないという仮定において設備の増設なんかやらないと思ふのです。そういう意味合いにおいて、むしろこれを急ぐよりも、はつきりしたところで、それを見たと、大体こういう見通しになるのだから、この法律もこういうふうに行こうじやないかというふうな方向に持つて行くのが、私は一番いいと思うのです。そういう意味において、一日二日を急がないで、少くともMSAが調印されるまで、また大体の見通しが立つまでこの法律案を一時保留しておいたらどうか。言いかえしますと、こういうふうなものは今日までほとんど空白状態にあつたのだ。それもまたMSAのかんじんな問題もわからないのに、そんなに急いで法律にしなければならぬというところはどこにもわかんない。一日一刻を急ぐということがわからぬ。濫立防止 国の金あるいは資材をむだに使うかもしれないという心配は、今の段階においては全然ない。そういう意味において、この法律を一日も一刻も急いでやらなければならぬという感覚は私にはわからない。その点をもう一度お聞きしておきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私は自分の観念から申し上げます、MSAは私も、あなたも御承知のように早く内容を知りたい。しかし財界の人間の考えますのにつまましては、おそれ何かの形で注文がふえるにきまつておるということを敏感に感じるこ

○中崎委員 もうあまりこの問題は突つ込みませんが、その点においては財界、ことに金融界において相当名をなされた岡野さんとしては私どもも受取れないのです。たとえばMSAがこれから十億ドルも注文が来るとはだれも

○中崎委員 きこのうも参考人として出て来ました日本製鋼所の赤羽工場は、スパナとかそういう器具類は向うのものだ。しかし土地、建物、機械、機械はどうであつたか存じませんが、大体そういうものはほとんど、大部分が日本政府の財産です。そういうものが向うの方で管理されておる。人間は労働提供だけしておるのだというふうなことも聞いておるのではありませんが、こういうふうなものについても、少くとも返還を要求すべきものだと思うのであります。これについてはどうであ

○川上委員 関連して簡単に大臣にお聞きしたいのですが、今中崎委員から聞かれたことは大事な点があると思ふ。つまり武器の生産の業者を認可をする、許可をするというところになると、限定されるわけですから、それは命令したじやないのですから、政府が当面のその企業経営の責任を持つという法律上の義務はありません。これは御説明の通りですが、認可の制度になると、どうしても政府がその業者を特定されることになる。そうして生産をやるときには日本の注文だけではなく、外国の注文ですから難儀な条件があるのです。そうすると機械の設備にしてもいろいろなものにしても、これは相当めんどろを見てくれと言つて来るに違ひない。また何となくやらなければならぬことになると思ふのです。実際問題として自由競争をさしているのではないのです。ここに私は問題があると思ふのですが、これは正直に聞きたいと思ふ。今後いろいろな発注あるいは設備その他の問題で、業者としても難儀なことが出て来るに違ひない。それに対して政府は相当めんどろを見てやるつもりでおられますか。あるいは御答弁だけ聞いておきますと、これは私企業だ、許可だけはするけれどもあと

は商売でやるのだ、そういうふうになる。これは形式的にはそうなつてしまふ。これは政府の答弁としては最も賢明な答弁だと思ふのですが、實際問題としては私はそうならぬと思ふ。そこである企業において非常に大きな欠損をした、出血をしたという場合には結局道義的立場からでも政府としてはこれは何とか片づけてやらなければならぬということになると思ふのです。今までの兵器以外の産業について言へると思ふ。こういう点について、こうした一切やりたいというお考えがあるか、これは非常に重大な点です。認可するが、あとのめんどりは私企業だからにやれというのでは實際通らないと思ふ。融資の問題それから設備に対する援助の問題、それから非常に損失をした場合には法律上の責任はないけれども、政府としては許可をし、自由競争に対して一定の制限をしてゐるのだから、これは何とかしてやらなければならぬという政府としての道義が出て来る、こういう場合に何かお考えになつておるに違ひないが、この点を実はこう思ふのだというところを、腹の中を割つてひとつ答弁してもらいたいと思ふ。

○岡野國勝大田 これは私と川上さんとの間に思想の相違があるかも知れませんが、しかしこの許可と申しますことは、前にたび／＼申しましたような目的のために許可した方がよろしい、しかし私企業でありますから、これで迅速に商売をやつてもらいたいというの、目的でありまして、命令して、お前やれと言つて政府が責任を持つてやらせるものとは、少し性格が違ひます。ただ認可、許可をしましてやらし

ておりますから、まず第一に、そういうような財界の激変とか何とかいうことがない限りは普通にやつて行けるように仕組まれておる。そうして業者に対して許可をするということになります。同時に今後契約をいたしましたときには届出をしてもらうというふうなことになるておる。はたしてこれが経営が完全に行つてゐるかどうかというところをわれ／＼はしつちゆう見えておる。その意味におきまして指導的にあやまちないようにさして行きたい。しかしいゝゆる不可抗力によつていゝ／＼な経営に対して故障が起きるとか何とかいうような場合には、おれわれといひましては、むしろ融資のあつせんなどにつきましては、相当に御尽力申し上げなければならぬ、こういう道義的の考えは持つております。

○大西委員長 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑がなければ質疑はこれにて終局いたしました。これより討論に入ります。討論の通告がありますから、これを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております武器等製造法案に対して反対の意を表明するものであります。本案は徹頭徹尾うそと欺瞞とをもつてつづられる、白昼公然とごまかしを押し通そうとしておるふらちきままるものであります。われ／＼の断じて許し得ざるところであります。法案に対する反対理由については、いづれ本会議において明らかにしたいと考へますので、本委員会においてはその概要だけを述べるにとどめたいと考へるの

であります。本案制定の目的は、企業の許可制と契約の届出制、この二つを骨格としておると思へるのであります。企業の許可については二重投資、過剰施設を制限するという効果をねらつておるようでありまして、施設なり、技術の遊休のものを活用するということになれば、過去の軍需産業資本家に限定され、旧軍需産業資本家の復元以外の何ものでもないことは明らかであります。下請工場との関係にいたしまして、大資本を中心にした下請系列が整備される結果になりますことは必然であります。さらに武器の規定は事実を歪曲したものであり、総合的な軍需産業一般ではなくて、銃銃や、銃砲といつた一部の武器をもつともらしい頭を

つけてはすべて政令でこれを定めるといふことに譲つて、運営の面でごまかし行こうとしておるのであります。本法のこのような企業許可の制度の内容容では企業系列の確立も、企業の合理化も望めないものであります。企業許可制を置いた意味を達せないことは明らかであります。

第二の契約の届出制によつて出血受注を抑制するといふことであります。が、届出によつて足りない分については政府が補助するとか、あるいは税金をまけてやるとか、金融措置をして金利を引下げてやるとか、何らかの経済的恩恵を与える条件が何もしない、ただ契約の届出をさせる。それによつて出血受注を抑制する。そういうばかげたことが出来るものではないのであります。契約の届出を正直にすれば、収益に対しては税金もかかりまじよ

う、あるいは今後の契約における価格の上においても影響を与へまじよう。そういう不利な条件だけが結果される届出を正直にするばかば世の中にはないと思ふのであります。この契約届出制によつて出血受注を抑へようという効果は上らないことは明らかであります。企業の許可制によつて企業の合理化がでない。旧大資本家の復元をはかるだけである。届出制といふことしやかな方法をここに羅列しまして、實質的には大資本家の利潤を安定させてやる。こういう含みをこの法案の中に隠してあるといふだけの何ものでもないといふ／＼は考へるのであります。また本法は憲法の違反であります。憲法違反の条項につきましては、いづれ本会議で述べますが、もと／＼この法案は憲法に違反するおそれがあるから、徹頭徹尾うそとごまかしで満たされる結果になつておると考へるのであります。

第三は、この武器等製造法による武器生産を再開することによつて、日本の再軍備と、日本の産業構造が質的に大きな転換をするといふことであります。MSAの問題にいたしましては、日本の国内でこそ今までも何にも交渉がなく、突然降つて湧いたようにMSAの問題の折衝が開始されたやうなことを言つておるのであります。アメリカの議会におきましては本年の五月の五日、すでに議会で論議されております。その前に三月十一日の公聴会においてもMSAの問題が論議されております。米国防次官補のナツシユ氏は、このことを議会において明らかにしてあります。日本の国民に制服

を着せ、防空陣地につくよう訓練すれば、同じ陣地に二人はいらないのである。そういうことをすることによつてアメリカは日本から引き揚げるのだ、日本の兵隊はすぐれた軍隊だ、こう言つております。それから國務省東北アジア局長の日本担当官のヤング氏は日本人の使う言葉は大切だ、日本人が自衛または防衛軍という言葉を使うときは十一万内外の保安隊を言つてゐるのである。再軍備といふ場合には五十万、百万という軍隊を考へてゐるのである。量的にこれは日本人が差別をつけてゐるのであつて、質的には再軍備をやるのである。こういうことを明確にここで言つておるのであります。防衛軍あるいは再軍備、こう日本人は言葉の上で使いわけているが、事實その内容として質的には再軍備をやるのであるといふことを議会において明確にしておるのであります。ダレス氏は、日本はまた米國と運命は一つである。またオームステッド將軍は、中共はどうしてもやつつけなければならぬ。そのために日本の再軍備が必要であるといふことを議会において述べておるのであります。こういう背景において、この武器製造法が出て来、MSAが出て来、すべての問題はそこから出発して来ている。それらをごまかしために、あらゆる手段と方法を表現がなされておるというのが現在の状態であり、武器製造法はその一つの表現にすぎないといふ／＼は考へるのであります。従つてこの法案の審議にあたります。政府当局がいゝ／＼答弁をなされておられます。この答弁は日本人の魂において、日本民族としての魂において答弁しておるのか、アメリカの

出先機関として、ここにこういう背景を日本語によつて表現しているのか、われ／＼は疑うくらいでありまして、この意味におきまして、われ／＼は本会議において、これらの諸問題を徹底的に討議を尽しまして、今日の段階におけるわが国の完全独立と、日本民族の自立のために、われ／＼はいかに闘わなければならないか、今そのためにどういふ問題が障害になつており、何がわれ／＼の民族の独立を阻害するものであるかという点を明確にしなから、われ／＼は今日生きておるこの段階を闘つて行かなければならぬと考へておるものであります。この意味におきまして、われ／＼はこの法案に対して断固反対をいたすものであります。

○大西委員長 次に川上貴一君。

○川上委員 私は小会派として、本案に反対の意見を述べたいと思ひます。

この法律案は一口に言ひますと、兵器の生産を調整するといふのでありますけれども、これは實質的に法律でこれを認めて、そしてこれを助成し、奨励する、こういう法律なんでありまして、これが根本問題なんです。日本で兵器をつくるということがこれが根本問題なんです、一体兵器をつくるというものはこれはどういふことかというところ、これも一口で言ひてみるならば、兵器をつくつてアメリカに提供するのです。そしてアメリカはこの兵器を、使つて他国の内政に干渉したり、他国に侵略したりすることに使うわけなんです。これはもう今までの事実が明らかになつておる、それで吉田内閣といふのは、さきには御承知のように、朝鮮の戦争のために、日本を戦略基地にすることを承知してゐる、それからた

くさんの武器をつくつてアメリカの軍隊に提供したのです。この武器を使つて、アメリカの軍隊は中国人や朝鮮人を何百万人というほど殺した。これは世界周知の事実です。これが武器生産の第一の形なんです。これは新しい法律をつくつて、こういうことをもつてはいかぬのです。こういうことをしますと、必ずアメリカのアジアを処置する兵器廠に日本がなることは明らかだ、私はこれをこゝでは詳しくは申しませんが、本会議で詳しく反対理由を申したいと思つてゐる、こういう法案をつくるというところは、結局において日本の産業を軍事的に再編成するねらいになる。このことはきよなる通産大臣の答弁でもう出てゐる。第二番目にこれは憲法違反であるといふことがさきに他の議員の方から発言がありました、その通りです。一口言ひておきますが、憲法の第九條の戦力といふものは、これは今政府が言ひおるようなものではない。あの戦力といふものは、客観的に判断しまして、戦争に転用し得るような物的資源を戦力といふのであつて、正面を切つた兵器が、第九條の規定に抵触せぬなどというものは、これはもうとんでもないこと、私はこんなことを言ひ人は吉田内閣以外にはおそらく世界に例があるまいと思ふのです。どうも吉田内閣は、こういう法律をよく喜んでつくるし、アメリカの言うことになると恥も知らぬし、外聞も知らぬし、もうまつたく道理なんか一向平気で踏みしめておる、だから保安隊をちゃんとつくつておいて、これは軍隊です。アメリカのさしずの軍隊ですが、これを軍隊では

ないとやつてゐる。驚くことには、最近はずんばずんではちつとも戦力じやないという。これはとんでもないことを言つておると思ふ。私はたゞきん言ひませんけれども、これはたゞきんを愚弄し、これほど国民を侮辱する政府といふものは、私は前代未聞だと思ふ。兵器生産といふものの奨励をするような法律をつくる精神はここから来てゐる。もう一口言ひておきますが、記録にはつきりとめておいてもらいたい。こういう人々が国民の上にほんまにのさばり返つておるものだから、日本中えらいことになつてゐるのです。国土が荒廢し、民族の屈辱は、日本開闢以來これほど民族的屈辱を受けたことはありません。これは一切が私は吉田内閣の責任にあると思ふ。九州の災害にしても、全国にあたるこの国民生活の破綻にしても、この責任は絶対政府にあつて、ほかにあるとは言ひますことはできないと思ふ。

第二に、本法案は国民の要求にこれは反してあります。国民はこんなことを要求していません。国民は軍事基地の撤去を要求してゐる。国民は軍需生産、軍需輸送をやめることを要求してゐる。これ国民の要求です。だから一口言ひておくが、あの内閣、石川県の僻村のあの内閣の小きな村の漁民の反対闘争は、今日日本中の国民を奮い立たせてゐる、これは一体どういうことなんだ。あるいは日鋼赤羽の労働者が軍需の生産反対の闘争をやつてゐる。北陸鉄道の労働者が軍需輸送をとめてゐる闘争が全国民の支持を受けてゐるのです。これが国民の要求なんです。ところが今武器製造業者はどんなことを言つてゐるか、関西の業者は内

灘の接収問題について、なぜ政府は早くあれを接収せぬのか、鉄砲をすぐぶつ放したらいではないかといふことを強引に政府に申し入れて来ているという事実がある、これが兵器生産といふものの本性なんだ。私は吉田内閣がほんとうに国民の声を耳を傾ける氣があるなら、こういう法律じやない、武器の製造を禁止する武器製造禁止法、武器の輸送を一切禁止する武器輸送禁止法を出されたいと思ふ。

それから第三番目に、これは再軍備の裏づけ法であつて、MSAの受入れ態勢法だ。さきの反対討論をなされた同僚議員の意見もここでありました、その通りです。一体MSAといふものは、これは一生懸命政府は哀願しておられるようでありまして、けれどもそんななまやさしいものじやありません。私はMSAの問題について、そうたゞきん詳しく言ひたいと思ひます。一口だけ言ひておきたい。ここに世界労働週報といふものがある。これにこう書いてある。昨年四月にアメリカの商工会議所の機関誌が明らかにしたように、「アメリカ政府はスパイや破壊活動分子の専門家を養成して来た、そして、このための資金は一億ドル修正条項の名で呼ばれるMSAの規定によつて、アメリカの政府から公然と支出してゐる」のであると書いてある。これがMSAの性格です。私はなまやさしいものじやないと思ふ。このMSAが日本に來た時分に一体どういうことになるかといふことは、これはきよにはこゝでは述べません。ただこれだけは言ひたい。石橋さんは本会議で、木村長官のあの要旨の高い防衛五箇年計画——あんなものは実

際はないのです。政府はあんなものを持つてはおられぬと言われた。私はほんとうかも知れぬと思ふ。ありはせぬものかも知れぬ。というわけは、ああいうものは木村長官なんかこしらへるまでもなしに、ちゃんとアメリカがしてくれと思ふ。これがほんとうのことだと思ふ。これをただ忠実に実行するだけが吉田内閣の仕事だと思ふ。自衛だとか、防衛だとかいふことは言ひだされておられますけれども、防衛なんか非常に日本としては考えなければならぬ。かつてアメリカは自分の国の海岸から太平洋を隔てて台湾に手を出し、朝鮮の戦争を始めた。これを防衛だと言つておるのです。これは一事が万事であつて、この筆法、この作法がアメリカの防衛だ。これが吉田さんの防衛であつて、MSAの援助を受けるというところは、一事が万事で、これはアメリカが日本に三十五万の土民軍をつくるという下心であつて、これを海外に出兵させるという、こういうひもつきであるといふことは、私は言ひぬでも明らかだと思ふ。この裏づけがこの法だと思ふ。兵器の生産がこれだと思ふ。こういう法律によつてどん／＼と兵器の生産、武器の生産を公認し、これを規制するといふ名目によつて助長するといふようなことをすると、必ず日本の産業は、そして日本の労働者はアメリカの軍事支配に縛りつけられるといふことは明らかだ。この糸口なんです。私はこういう立場から、この法案は絶対につくつてはいかぬのであつて、こういう法案を考へるかわりに、ほんとうに吉田内閣が防衛をお考えになるなら、現在日本はアメリカによつて侵略されておられますから、これ

決定がございすれば、いつでもお出しする準備ができておる次第でございす。ただいまのお話は、そういうこと、市町村等の公共事業の復旧資金のつなぎ資金の問題というよりは、むしろ中小企業者その他の事業者に対する金融の問題であらうかと思ひます。これがつなぎ融資ということではないかと思ひますのでありまして、私どもがつなぎ融資と申しておりますのは、政府が補助金を出すまでとか、あるいは将来起債を認める、それのつなぎという意味でつなぎ資金を出しておるわけでございます。中小企業者その他の資金需要ということになりますと、つなぎ融資というよりは、むしろ応急復旧資金をいかにして円滑に供給するかという問題であらうと思ひます。その問題につきましては、私どももその必要を十分に認めておる次第でございまして、災害直後に被害地の金融機関に対して、十五億円の指定預金をいたして、十五億円の指定預金をさらに十億追加いたしまして、合計二十五億円といたしまして、この中から、炭鉱その他現地における応急復旧資金の需要に応じ得られるように、金融機関の手元を充実した次第でございす。なお開発銀行が担当しております中小企業融資は、将来中小企業金融公庫がございすれば、そちらに引継ぎ予定でございす。現在開発銀行が担当しておりますその融資のわくも、災害直後に五億五千万円を追加いたしました。さらに最近やはり炭鉱等の要請もございすので、五億円をさらに追加することを決定いたしております。このような次第でございまして、応急復旧資金の供給につきましては、われ／＼といたしまして、万遺憾のない態勢をとつておる次第でございす。

●伊藤(卯)委員 順次具体的にお尋ねをして行きたいと思ひます。第一回国庫余剰金の預託十五億円中、今日までに金融機関の窓口から貸し出したものは六億円と聞いておるが、その六億は、いかなる方面に融資されたか。特に炭鉱などにはつなぎ融資としてどのようになされておるか、そういう点をお伺いしたいのであります。

●森永政府委員 十五億を指定預託いたしました金融機関は、被害各県の地方銀行、相互銀行、信用金庫等でございますが、その数も非常に多いのでございす。いかなる方面に現在までに融資したかという点につきましては、担当局の方にはあるいは何か資料があるかと存じますが、今日私資料を持ち合せておりません。おそろくまだ完全なる統計はできていないのではないかと、従つてどのくらい融資したか、どの方面に融資しておるかということ、正確なところはわからないのではないかと存じます。

●伊藤(卯)委員 その具体的な貸出しの方面がわからないということが問題の点でございす。というのは政府は金を銀行に預託させれば、それが被害を受けたそれ／＼の業者に貸し出されておるようであるかと存じますが、実はその大部分はいまだ被害者に貸し出されておらぬのであります。従つてこの六億円がいかなる方面に融資されたか、そういう点について今日官房長が御承知でなければ後刻で

も、大体おわかりであらうと思ひます。その具体的な数字を資料としてお出しを願ひたいと思ひます。お伺ひしたいのは第一回の開発銀行の中小企業わくとして五億五千万円を被害地に向けたのであります。その貸出しは一件百五十万円に限られております。そういう関係で炭鉱はほとんどこれによつて救済されてないことは御承知であらうと思ひますが、これらの方策をどのように考えておられるか、この点をお伺ひしたいのであります。

●森永政府委員 第一回の開発銀行に追加いたしました五億五千万円は、これは炭鉱と申しますよりは、むしろ中小企業一般ということを考えて出したのでございす。もちろん炭鉱も含まれるわけでございますが、一般的に中小企業の応急復旧資金として出したわけでございます。従ひまして、できるだけ多くの人に融資し得るような態勢にした方がよろしいのではないかと、このことで、一件の金額百五十万円というところで開発銀行と打合せをいたしておるのでございす。最近追加いたしました五億円、これは炭鉱等の資金需要があることをよく承知の上で出した次第でございまして、その分につきましてはあるいは百五十万円というところでは現実には中小炭鉱の需要に應じ切れないうちもあらうかと存じまして、その最高限度をいかにするかということにつきましては、私どもといたしまして、再考いたす所存でございす。

●伊藤(卯)委員 今官房長から伺つて、実は私非常に奇怪に思ふのは、大野国務大臣は現地に於いて水害炭鉱業者代表に、自分が東京に帰つたら必ずつなぎ資金としてさしあたり五億を出さす、こういう約束をして歸つておる。これに基いて五億五千万円は出されたものとして、炭鉱被害者も思つております。従つて今日まで通産大臣の御答弁なり、通産省の政府側の人たちの御答弁なり、通産省の政府側の人たちの炭鉱に対するつなぎ資金として出されたものであると私も信じ、また被害者もそれを信じております。その答弁の中にも明らかにそういうようにおられるような答弁がされております。この点は今もし官房長の意見のごとく考えるならば、今日まで通産大臣なり通産省政府委員側から私どもに答えたのと非常に違ひがあると思ひます。あるが、この点をひとつ大臣もおられるから、明らかにしたいだきたいと思ひます。

●森永政府委員 当初の五億五千万円は、これはいつでございまして、正確な日には今存じませんが、七月のごく初めの方で決定いたしましたのでございまして、その当時の気持でいたしましては、石炭も含まれますけれども、中小企業一般というふうな考えでございましたのは事実でございす。水害対策委員会等御質問がございましたときにも、大蔵当局としてはそういう御説明を申し上げておるわけでありまして、もちろんこの中には炭鉱も含まれておるわけでありまして、炭鉱のみの中小企業融資という考え方はなく、一般的にわくとして考えておりましたことは事実でございす。

然として中小企業とおつしやつても、私はその点は実際それがどういうところに使われて行くかという点については、相当問題であらうと思ひます。今なお炭鉱被害者は五億五千万円ほど炭鉱へのつなぎ資金と考えておる。ところが今私が質問しておりますように、一件百五十万円では、これは炭鉱復興への資金としては、問題にならないと私は聞いておるのみならず、その五億五千万円は通産省側では、ほとんど炭鉱側へ出して、いりて答弁されておる。大蔵当局側の答弁では、今あなたのおつしやるように広い意味でこれを見ておられる。そうなるて来ると、一体そのわけ方というか、大わくというか、その辺は何らかのわけ方がなければならぬと思ひます。またそれを明らかにされなければ、問題が起つて来ると思ひますが、それらのわけ方について通産省と大蔵省側とでどのような打合せをされておるか、伺ひたい。

●森永政府委員 従来開発銀行が担当しておりました中小企業別わく融資につきましては、資本金一千万円以下とか、使用人が何人以下で融資の計画幾らというふうなことでございまして、業種等につきましても基準があつたわけですが、そのわくを水害関係の別わくとして五億融資するということでありまして、私どもの方といたしましては、当初の五億五千万円につきましては、特に何の業種に重点を置くというふうな指示はいたしてありません。開発銀行ないしは開発銀行の委託金融機関であるところの各地方銀行その他の従来の中小企業融資取扱の実績等から判断いたしまして、良識に従つて融

者代表に、自分が東京に帰つたら必ずつなぎ資金としてさしあたり五億を出さす、こういう約束をして歸つておる。これに基いて五億五千万円は出されたものとして、炭鉱被害者も思つております。従つて今日まで通産大臣の御答弁なり、通産省の政府側の人たちの御答弁なり、通産省の政府側の人たちの炭鉱に対するつなぎ資金として出されたものであると私も信じ、また被害者もそれを信じております。その答弁の中にも明らかにそういうようにおられるような答弁がされております。この点は今もし官房長の意見のごとく考えるならば、今日まで通産大臣なり通産省政府委員側から私どもに答えたのと非常に違ひがあると思ひます。あるが、この点をひとつ大臣もおられるから、明らかにしたいだきたいと思ひます。

●森永政府委員 当初の五億五千万円は、これはいつでございまして、正確な日には今存じませんが、七月のごく初めの方で決定いたしましたのでございまして、その当時の気持でいたしましては、石炭も含まれますけれども、中小企業一般というふうな考えでございましたのは事実でございす。水害対策委員会等御質問がございましたときにも、大蔵当局としてはそういう御説明を申し上げておるわけでありまして、もちろんこの中には炭鉱も含まれておるわけでありまして、炭鉱のみの中小企業融資という考え方はなく、一般的にわくとして考えておりましたことは事実でございす。

然として中小企業とおつしやつても、私はその点は実際それがどういうところに使われて行くかという点については、相当問題であらうと思ひます。今なお炭鉱被害者は五億五千万円ほど炭鉱へのつなぎ資金と考えておる。ところが今私が質問しておりますように、一件百五十万円では、これは炭鉱復興への資金としては、問題にならないと私は聞いておるのみならず、その五億五千万円は通産省側では、ほとんど炭鉱側へ出して、いりて答弁されておる。大蔵当局側の答弁では、今あなたのおつしやるように広い意味でこれを見ておられる。そうなるて来ると、一体そのわけ方というか、大わくというか、その辺は何らかのわけ方がなければならぬと思ひます。またそれを明らかにされなければ、問題が起つて来ると思ひますが、それらのわけ方について通産省と大蔵省側とでどのような打合せをされておるか、伺ひたい。

●森永政府委員 従来開発銀行が担当しておりました中小企業別わく融資につきましては、資本金一千万円以下とか、使用人が何人以下で融資の計画幾らというふうなことでございまして、業種等につきましても基準があつたわけですが、そのわくを水害関係の別わくとして五億融資するということでありまして、私どもの方といたしましては、当初の五億五千万円につきましては、特に何の業種に重点を置くというふうな指示はいたしてありません。開発銀行ないしは開発銀行の委託金融機関であるところの各地方銀行その他の従来の中小企業融資取扱の実績等から判断いたしまして、良識に従つて融

者代表に、自分が東京に帰つたら必ずつなぎ資金としてさしあたり五億を出さす、こういう約束をして歸つておる。これに基いて五億五千万円は出されたものとして、炭鉱被害者も思つております。従つて今日まで通産大臣の御答弁なり、通産省の政府側の人たちの御答弁なり、通産省の政府側の人たちの炭鉱に対するつなぎ資金として出されたものであると私も信じ、また被害者もそれを信じております。その答弁の中にも明らかにそういうようにおられるような答弁がされております。この点は今もし官房長の意見のごとく考えるならば、今日まで通産大臣なり通産省政府委員側から私どもに答えたのと非常に違ひがあると思ひます。あるが、この点をひとつ大臣もおられるから、明らかにしたいだきたいと思ひます。

●森永政府委員 当初の五億五千万円は、これはいつでございまして、正確な日には今存じませんが、七月のごく初めの方で決定いたしましたのでございまして、その当時の気持でいたしましては、石炭も含まれますけれども、中小企業一般というふうな考えでございましたのは事実でございす。水害対策委員会等御質問がございましたときにも、大蔵当局としてはそういう御説明を申し上げておるわけでありまして、もちろんこの中には炭鉱も含まれておるわけでありまして、炭鉱のみの中小企業融資という考え方はなく、一般的にわくとして考えておりましたことは事実でございす。

然として中小企業とおつしやつても、私はその点は実際それがどういうところに使われて行くかという点については、相当問題であらうと思ひます。今なお炭鉱被害者は五億五千万円ほど炭鉱へのつなぎ資金と考えておる。ところが今私が質問しておりますように、一件百五十万円では、これは炭鉱復興への資金としては、問題にならないと私は聞いておるのみならず、その五億五千万円は通産省側では、ほとんど炭鉱側へ出して、いりて答弁されておる。大蔵当局側の答弁では、今あなたのおつしやるように広い意味でこれを見ておられる。そうなるて来ると、一体そのわけ方というか、大わくというか、その辺は何らかのわけ方がなければならぬと思ひます。またそれを明らかにされなければ、問題が起つて来ると思ひますが、それらのわけ方について通産省と大蔵省側とでどのような打合せをされておるか、伺ひたい。

●森永政府委員 従来開発銀行が担当しておりました中小企業別わく融資につきましては、資本金一千万円以下とか、使用人が何人以下で融資の計画幾らというふうなことでございまして、業種等につきましても基準があつたわけですが、そのわくを水害関係の別わくとして五億融資するということでありまして、私どもの方といたしましては、当初の五億五千万円につきましては、特に何の業種に重点を置くというふうな指示はいたしてありません。開発銀行ないしは開発銀行の委託金融機関であるところの各地方銀行その他の従来の中小企業融資取扱の実績等から判断いたしまして、良識に従つて融

者代表に、自分が東京に帰つたら必ずつなぎ資金としてさしあたり五億を出さす、こういう約束をして歸つておる。これに基いて五億五千万円は出されたものとして、炭鉱被害者も思つております。従つて今日まで通産大臣の御答弁なり、通産省の政府側の人たちの御答弁なり、通産省の政府側の人たちの炭鉱に対するつなぎ資金として出されたものであると私も信じ、また被害者もそれを信じております。その答弁の中にも明らかにそういうようにおられるような答弁がされております。この点は今もし官房長の意見のごとく考えるならば、今日まで通産大臣なり通産省政府委員側から私どもに答えたのと非常に違ひがあると思ひます。あるが、この点をひとつ大臣もおられるから、明らかにしたいだきたいと思ひます。

●森永政府委員 当初の五億五千万円は、これはいつでございまして、正確な日には今存じませんが、七月のごく初めの方で決定いたしましたのでございまして、その当時の気持でいたしましては、石炭も含まれますけれども、中小企業一般というふうな考えでございましたのは事実でございす。水害対策委員会等御質問がございましたときにも、大蔵当局としてはそういう御説明を申し上げておるわけでありまして、もちろんこの中には炭鉱も含まれておるわけでありまして、炭鉱のみの中小企業融資という考え方はなく、一般的にわくとして考えておりましたことは事実でございす。

資してくることを期待しておるわけでありまして、業種別のわくは、その中で特に規定はいたしてありません。

○伊藤(卯)委員 この問題は後日に譲ります。

さらにお尋ねしたいのは、開発銀行から中小のわくとして増加された分五億を出すという決定をしておるようでありまして、そして一件当りの貸出し限度を一千万円にしておるようでありまして、この五億は炭鉱に限定した融資であるかどうか。この点もやはり炭鉱であるかとわれ／＼は承知しておるのがあるが、先ほどのことでこれが非常にあるまいにたつて来ましてので、この点も一応ここで明らかにしておきたいと、現地においても、また私どもが審議をする上においても問題になると思ひますので、この点もあわせてこの際明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○森永政府委員 あとから追加いたしました五億円につきましては、いわゆるひもつきの考え方は、この制度上とすることは好ましくないというように考え方を持っております。しかし、五億円を追加いたしました以上は、主として炭鉱関係の資金需要があることを考慮いたしまして、五億円を追加したわけでございます。実際上は炭鉱関係の資金に充当せられるものと期待いたしております。政府の方でひもをつけて、この分は炭鉱関係ということに制度的に申しますことは適當でございます。その分、そういう表現は避けたいと思ひますが、実際問題といたしましては、ただいま申し上げたようなことになることを期待いたしております。

○伊藤(卯)委員 開発銀行の融資のわ

くを二回にわたつて今申ししたように増加したのでありますが、これは将来中小企業金融公庫に引継がれるべきものであるから、いわゆる中小企業の定義、すなわち資本金一千万円以下、または労働者一千人以下という定義がござい

ます。この定義に入らない炭鉱は、市中銀行なり開発銀行から借りるほかに道がないように思ふのでございまして、政府は二回の国庫余裕金預託十億を出したと聞いております。ただ銀行その他の金融機関に預託しただけでは、その金が実際に金を必要とする者の手に渡るということはいわ／＼はなかなか考えられない。ところがこれが出されたのについて、渡す方法について具体的には私どもの納得できるような確信があるかどうかを伺いたいのであります。

○森永政府委員 指定預金の十億を追加いたしましたのは、先ほど申し上げましたように別にひもつきではないのであります。ただこれを追加いたしました事情といたしましては、炭鉱関係の資金需要等もあるもので、資金を充ててございまして、この金がいかなるルート、方法で炭鉱のみならずその他の中小企業に流れて行くかという問題でございまして、これは各企業と金融機関との取引によるわけでございまして、取引金融機関等を通じて各金融機関から金が流れて行く、さようなことに相なるわけでございまして。ただこの金融機関の中には商工中金も含めてあります。相当な金額を商工中金にも指定預託するつもりでございまして、商工中金の融資ということになりますと、企業組合でないといふ流れない。ある

いは他の反面から申しますれば、企業組合をつくつて商工中金から借りることもできるわけでありまして、これらにつきましては、現地で各企業者が商工中金の首脳部ともよく御懇談願へば道がおのずから開けて行くのではないかと、さように考えております。

○伊藤(卯)委員 答弁に納得のできない点がありますが、あとで結論的に伺いたいことがありますが、後段に譲ることになります。

さらにお尋ねしたいのは、信用保険制度の活用点、たとえば六五%を八〇%に引上げた。この活用によつてある程度まで貸出しを緩和することができると思ひますが、信用保険は貸出し一千万円以下について適用されると了解するが、そうだとすれば一千万円以上を必要とする多数の炭鉱は、その恩典に浴さないが、かかる炭鉱の金融については損失補償制度を設ける必要があると思ひますが、政府はこれらの点についてどのように考えておられるかをひもとつ明かにしてもらいたいと思ひます。

○森永政府委員 中小企業に対する資金の供給につきましては、ただいまお話の中小企業信用保険を極力活用して参る所存でございまして。保険料も従来は三分というところでございまして、が、罹災地の企業者に対しては資金を貸付けます場合には、これをさらに軽減することを考慮いたしております。別途法的措置を考究いたしております。

なお一千万円を越える融資についていかなることを考えておるかというお尋ねでございまして、一千万円以上の融資ということになつて参りますと、

企業の規模も、いわゆる中小企業の規模よりも大きい場合が多いのでございまして、そういう企業に対して政府が損失補償をする必要があるかどうか、かりに実行いたしますれば全般的な影響も持ちますし、財源の関係その他のいろいろな問題がございまして、私どももいたしましては今の中小企業信用保険でカバーせられる限度において考えるべきであつて、そのわくを越えるものについても損失補償をすることは行き過ぎである、さような考え方を抱いておる次第でございまして。

○伊藤(卯)委員 先ほど私がお尋ねしたように、政府がせつ／＼な形で融資をその被害地の金融機関に預託をされるのであるが、それがいまだたつた被害者の手に渡らないのであります。この渡らない問題は申し上げるように利子補給の問題、損失補償の問題、そういう貸出し銀行に対する具体的な条件というものが満たされないと、そこから窓口貸出しができない状態である。これはどういふ点かという点、大蔵事務当局がこれに強い反対をしておるといふことをわれ／＼は聞いておるのであるが、大蔵事務当局はどういう根拠によつてこの非常時の処置に対して、なぜ旧来のやり方のみにとらわれた形で反対するのか。たとえば現地でまともなものを中央本部が即決するといつても即決にならぬ。そういう点でなぜ大蔵事務当局はこれだわなければならないかという点についての根拠を私は伺いたい。

それから損失補償、利子補給等について、議員提案による臨時立法を行つた場合に、政府はこれをいかに取扱う

つもりか、全然無視するつもりか、無視しないで、何らかの形でこれに考慮を払うとするならば、今ただちに政府はそういう範囲内で手を打つてもいいはずである。いわゆる臨時立法がつくられておることは大蔵当局もよく知つておられるところである。そうすれば従つて事後処理の形でこれはできるものである。そういう点を考えておるかどうかが。国会で議員立法でつくつたものを政府が全然無視するといふことでは別、無視しないで尊重して行くといふことであるならば、この立法で事後処置をしてもいいのであります。

従つてその範囲内でこれらのためらかなことつなぎ資金の緊急処置の手が打たれるはずであるが、そういう点をどのように考えておられるか、これは非常に重大な問題であるから具体的に誠意のある答弁をしてもらなければなりません。

○森永政府委員 第一点は利子補給並びに損失補償に対して大蔵事務当局は何ゆゑに反対をしておるかというお尋ねでございまして、従来の財政制度から考えまして、天災による被害をこうむつたもので、これは個人的には非常にお気の毒なことであります。財政的な立場も考えますと、個人の財産の減耗に対しては極力金融面の措置はつけるが、財政負担はできるだけしないようにというふうな考え方です。と参つたわけでございまして。たゞ、凍害の場合に融資に対する損失補償ないし利子補給等の例が出たのであります。これは何分にも原始産業のことでございまして、また一人当りの融資金額も十万円というふうな零細な金額でございまして。また食糧増産という

も事務当局といったしましては反対をしておる次第でございます。しかし零細なる中小企業につきましては、当面の応急復旧資金を円滑に出すという必要については私どもも十分わかつておる次第でございます。そのために開発銀行のわくを広げる、これは利子補給を要しない程度の利率、すなわち一分五厘くらいで供給するということを考えておる次第でございます。また中小企業信用保険でカバーできる範囲のものでできるだけカバーしたい。そのために特に罹災金融をいたしまして、業者の信用保険料の軽減をはかつておる次第でございます。そういつたいいわゆる中小企業のわくに入つて参りますものにつきましては、極力現行法の範囲内で善処いたしまして利子補給損失補償の円滑を期したい。中小企業の

○伊藤(卯)委員 きよようの官房長の御答弁は、事務当局者としての御答弁ということでなく、大蔵大臣が参議院の予算委員会等出て来られないから、官房長を自分のかわりとしてやる、従つて官房長の答弁、意見は大蔵大臣の全責任を持つものであるということと言われておることを、私の方の委員長から伺つておるのでございます。従つてあなたの御答弁というのはそういう重大な責任を政治的にも持たされておるものと私は信じて質問を続けて来ておる。そこで政府としても、また事務当局としても、これは議員立法が出されて、これが国会で議決をされるということになれば、これは無視できないのは当然であります。そこでこれも当然尊重する、あるいは後日予算化の問題、あるいはこれからいろいろ事後処理しなければならぬ問題等々が起つ

すれば、これらの見通しがついておれば、従つてその範囲内においての処置を政府が政治的に解決することが政府の責任であり、使命であると私は思つてゐる。これがなぜやれないのか。これをやらねえなら、必ず政府は現地の被害者から、国民から、また私ども政党から非常な責任の追究をされるであらう。われ／＼はまたせなけりなればなりません。そういうふうに重大な使命と責任を負わされておると私は思うのであります。せつかくの金がこの銀行の金庫の中で眠つておるとするならば、これを早く貸し出す方法として、今のような緊急の処置をなぜとれないのか、こういう点について、さらに国会を尊重されるという意思があるならば、それらの点に対して当然責任をとるべきである。解決するべきであると私は思うが、それらの点について

用して組合を結成して金を借りるといふような方法を講ずれば、まあ何とかなるじやないかというお話も、実は間接ではございますが、承つてゐるわけでございます。現在のところは今まで政府が講じました措置で大体所期の目的を達し得るじやないか、さように考へてゐる次第でございます。

○伊藤(卯)委員　そうすると、臨時立法法が制定されれば別であるが、そうじやなしに、その範圍内においてそういう解決への臨機の措置をとることはできません、こういうことでございますが。

○森永政府委員　先ほども申し上げましたように、事務當局といたしましては、利子補給なら損失補償の制度を特に石炭に限つて立法化せられることにしては、私どもといたしましては反対でございます。法律がなすればよろ

臣の名代であると思得てやうことであるが、なか／＼名代といつていのもならぬらしいから、この点はやはり私は大蔵大臣等において政治的な問題としてこれをどうするかというこについて、大蔵大臣みずからとの間で論議をしなければ話は解決しませんし、納得もできません。従つてこれは大蔵大臣と話し合うことにしまして、官房長官との話はこれ以上するというこも少し無理のような氣もするから、私はこの点はこの程度でとどめます。

いま一点だけ、これは今は大蔵省と直接の關係ではまだないかもしれませんが、伺いたいのは、今度の水害の坑が全部あるいは一部水没し、炭坑労働者が多く失業しており、また賃金の払いを受けられないでおります。さ

いでありました。それらの点を福岡県議会の決議として政府、国会等にもいろいろ陳情をいたしてあります。大蔵省はそれをきちんと行つておられるかどうか、おそれなく行つておられるのかどうか、完全水没と一部水没とで、福岡県だけでも労働者の賃金未払い分が、九億一千余万円あることを数字的に明らかにして来てあります。毎日働いて生活をしておられる労働者が、この膨大な労働賃金をもらえないということは、労働者の立場からすれば非常に大きな問題であります。また政治上から見ても重大な社会問題であると思つてあります。この点はおそらく水害対策特別委員会等でも取り上げられるだろうと思つて、また労働省からも具体的に取上げられると思う。そこで、こういう問題が具体化して来れば、臨時の金融の処置というか予算上の処置が、労働省あるいは通産省あるいは水害対策特別委員会等で具体化され、あるいは立法化されて来るのではなからうかとも考える。あるいは労働省関係の法律を一部修正した形で出されて来るかとも思つて、そういうことに対して、大蔵省として今日まで何らかの交渉を受けられたという経過があるかどうか、またこれは当然起つて参りますから、起つて来た場合に、大蔵省としてこの資金的な処置を何らかお考えになつておられるかどうか、また考えられるとすれば、どういふような形で考えられるものがあるか、この点をお伺いいたします。

○森永政府委員 水害対策委員会での御質問にもあつたのでありますが、たとえば労働金庫というのがあるが、労働金庫で二億三千万くらいの資金を調達して、給料の未払いその他の水害労働者に貸し付けたい、そういうお話があつたのであります。この点につきましては、労働金庫と申しますのは、今度特別立法が成立したのでございまして、いわゆる信用組合でございまして、現在のところは、政府がこれに指定預金の資金を流すルートは実はついていないのであります。県が公金預金をしておるといふようなこともあるから、県に金を流して、県からまわしたかどうかという御主張も、その当日の委員会でありました。それに対しては、政府の立場として、なか／＼金を出していく立場にあるわけでございますが、なお十分検討してみます。その後事務的にいへば、検討はいたしておるところでございますが、具体的にどうするか、できるかできないかというところにつきては結論をまだ得ておりません。引き続きみまかに検討はいたしたいと存しております。

○伊藤(卯)委員 災害地の労働金から、あなたの方にも二億何千万円が政府から裕金を融資してもらいたいという陳情はしておられると思つて、直接政府から労働金に預託することはなかなか困難性もあるであらうというところから、それ／＼の災害地の県がこれを借りて、それを県の責任において預託をする、そういう形は非常に筋が通つておられるのじやないかという点なども話合ひがされてあつたやうであります。が、それらの点についての大蔵省の話合ひはその後どのように進展されつたか、あるいは災害県との間に、何らかそういうことについての話合ひなども進められておられるかどうか、その点をお伺いいたします。

○森永政府委員 国庫が直接労働金庫に指定預金をいたしますことは、先ほど申し上げましたように、信用組合に預託をいたしていい現在の制度から申しまして、また労働金庫の組合員が労働組合だけであるということから考えましても、ちよつと実現性に乏しいのじやないかと思つて、まあ実行するとして、結局今お話のございまして、県に何らかの形で金を流して、県がそれを公金預金をするというところであらうと思つて、しかしそれについていまだ思ひます。その他の源の問題、貸付条件の問題、その他いろいろ問題があるわけでございます。いへば、いわゆるひもつきで、たとえば無利子で貸し付けるといふことはできないわけでありまして、それらの点を検討しておるところでございます。いまだ結論はいつれとも出ておりません。

○伊藤(卯)委員 時間等の関係もありまして、今日はこの程度にしておきます。先ほど私が委員長等に相談の意味で申し上げました重要な問題、大蔵大臣、政府責任者が政治的にどのように解決するか、たとえば当然議員立法として制定され、その中には利子補給、損失補償等の問題が取り上げられるのであるから、つなぎ資金の事後処理をその法律によつてしてもらうという形で政治的解決の点をわれ／＼非常に急がなければならぬと思つてあります。この点は先ほどから申すように、大蔵省官房長にこれを明らかにしてもらふことは困難な点もあることは考えられるので、機会を見て大蔵大臣なり緒方水害対策本部長に質問をして明らかにしたいと思つております。

この点お含みを願つておきます。以上をもつて私の質問は一応打ち切ります。

○田中(龍)委員 ただいまの伊藤君の質問に関連いたしまして、二、三ごく簡単に官房長に承つておきます。われわれが石炭の融資の問題について非常に心配をいたし、関心を持つておりますことは、九州の経済というものは炭鉱という基幹産業に関連する面が非常に多い、九州の災害の復旧、さらに復興という面におきまして炭鉱の復興が経済的に非常に影響を持つという意味から、これが応急の処置なり、あるいは復興について非常に関心を持つておる次第であります。ただいままでのおつなぎ融資並びに指定預金なり、あるいはまた開発銀行を通じてお流しになつたものの中で、ただいまのお話のとく、つなぎ融資の四十億は、公共土木なり、あるいはまた地方公共団体に貸し出す資金であらうと存しますが、次の指定預金の二十五億、並びに開発銀行に貸し出す五億五千万プラス五億の十億五千万、これは地元におきまする中小企業者、あるいはまたその他のもの、さらにその中には炭鉱を含む、かような御意見であります。しかしながら、数日前の水害特別委員会におきまして大蔵大臣は、この開発銀行のプラス五億に對しましては、炭鉱のために別わけて五億出す、こういうふうにお明言されておるのであります。ただいま官房長に承りますれば、これは炭鉱等というふうな、その辺がはなはだ不明確なことに相なつておりますが、その点をひとつつきりしていただきたいて存じます。なおまたこのほか指定預金の面におきまする十五億プラス十億、これにつきましても一体どの程度炭鉱に流れているか。われ／＼は今回の石炭関係の災害復旧に對しまして非常な関心を持つておるのであります。が、一体どの程度金が流れたのか、その点実に不明瞭であります。先ほど伊藤君から、大蔵省は炭鉱に對する融資に對してあまり関心をお持ちにならないんじやないかといつたやうな御質問もありましたが、われ／＼その点実は気づかつておるのであります。ことに日銀からの現地報告は、今次災害に對して被害は大したことはないといつたやうな最初の報告が来ていたことも承つておるやうな次第でありまして、どうも大蔵当局におきましては、今回の炭鉱の被害についてあまり御同情、御関心が薄いのではないかと、いふことをわれ／＼非常に懸念をいたしておるのであります。ことにただいま申しますやうに、大臣が明確におつしやつたことに対しては、官房長が、その点は炭鉱等ということになりまして、さらに事務当局の御関心のほども推して察せられる、こういうふうにお願ひを申し上げたい点があります。それは来週火曜に石炭の小委員会があるわけでありまして、今日までの指定預金、あるいはまた開銀を通じての融資に對しまして、それまでの間に、今まで出ました炭鉱向けの融資に對しまして御調査を願つて、資料を御提出いただくことはできないものでありましようか、これをひとつ伺いたいと存じます。

○森永政府委員 大蔵省が炭鉱の被害状況について冷淡でないかといふおしかりを受けたのでございしますが、これはわれ／＼も災害地方に現地に調査員

を派遣いたしまして、災害の状況はよく承知いたしておるつもりでございます。今次の災害に対する認識においては、大蔵省の全員欠くところはございません。ただ利子補給、損失補償という問題になつて参りますと、これはやはり中小企業という観念でもつて律せられる範囲のところは、今の制度を活用していただく。それ以上の大きなところになつて参りますと、これはほかの産業の關係もございまして、また国民全般的な負担にも關係のある問題でございますから、中小企業の範圍に属しないものにつきましては、信用も相當あることとございましては、信用もありませんが、かつては相當活況でございまして、大所得者も相當あつたこととございまして、信用も相當充実していることとございまして、普通の金融機關の取引にゆだねましても相當金融がつくはずである。さような認識に基きまして、利子補給、損失補償を一般化するにつぎましては反対をいたしているわけでありまして、

なおただいまの五億並びに十億の問題でございますが、開發銀行に對しまして、政府は五億を石炭事業に融資せよという命令を出すというふうな制度になつておりませんために、特にひもつきということには実はしがたいわけでありまして、五億を追加いたしまして事情は、一に石炭關係が九九%でございますから、五億追加いたしました金は、おそろくほとんどが石炭關係に流れることを期待している、さような答弁を申し上げたわけでありまして、大臣のお氣持とそう食い違つておるとは実は存しないのであります。指定預金

の方につきましては、これまたひもつきの指定預金ということ、各金融機關に對して非常な拘束を加えるわけでありまして、これは金融機關と大蔵省の關係でできないわけでありまして、従いまして、これは炭鉄の融資要請もあるから、五億追加はそういうわけで法制的にはならざるを得ないわけでありまして、しかしこれをふやしまして事情は、炭鉄關係の資金要請が主たる理由でございまして、結果的には炭鉄關係に相當流れることを期待していただくわけでありまして、なお今までに幾ら炭鉄關係に資金が流れているかというお尋ねでございますが、被害地のたぐさんの金融機關を相手にいたしていることとございまして、特に開發銀行關係といえども、これまで各金融機關に委託をいたしているわけでありまして、極力努力はいたして参りますが、はたして火曜日までにとまつた調査ができましたかどうか、その点はちよつと確信いたしかねるのでございまして、なお極力努力をしてみることになります。

○田中(總)委員 この問題はわれ／＼といたしまして非常に関心を持つてゐる問題でありまして、また水害特別委員會といたしましても真剣に取組んでおる問題でありますので、これ以上官房長に申し上げましても御無理かとは思いますが、このプラス五億のひもつき融資、その他の一般中小企業に出ております前の五億五千万円、並びに指定預金の二十五億、これにつきましても、特に炭鉄の方面からは、出してもらつたとはいひながら一向手に入らぬということを言つております。それはコーンシヤル・ベースに乗らない部分

もあるかもしれないけれども、乗る部分もあるわけですね。大野國務大臣も現地において言明され、また大蔵大臣も緒方副総理も、炭鉄の融資については、はつきりとお約束をなさつてゐるのであるから、事務当局におかれまして、くれ／＼もその点を留意せられまして御指導をいただきたい、かようにお願いいたします。

○大西委員 次以外貨割当に關し加藤君より一点だけ質疑いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 簡単にお答え願えればけっこうです。実は毛製品の入出について優先外貨の割当を、通産省側では通商局長及び纖維局長兩名の名義をもつて、例の九〇%の問題ですが、これは必ず実行するといふ通産が四月二十八日付で出ております、それがこのたび実行に移すことが困難になつたという状況を申しましたので、この委員會でそれをただしましたところ、必ず通産通りに実行いたしますという御答弁でございます。これについては大蔵省側との打合せも必要であつたりいたしますので、実は大蔵省關係の方を通産委員會にお招き願いたいというところを再三申し出ておつたわけでございますが、それが今日になつたわけで、通産省側といたしましては、局長さんたちの意見によれば、ぜひこれは実行に移したいと言つておられるようでございます。いまの通産省側、漏れ承るところによると、大蔵省側で非常に難渋を來してあり、しかもそれをさういふところへ使うよりも、もつと緊急に必要なものがあるから割当は困難であるといふような経過のように聞いております

が、現状ははたしてどうなつておりますか。もしこれを将来割当てないとするならば、通商局長及び纖維局長は地方の通商局長及び業界に對して食言をしたという結果にも相なりまして、本省自体としても重大な問題に達着しなければならぬことになると思ひます。ただいまは御承知の通り、九州の水害もかつて加えてございまして、が、纖維業界に倒産旋風が吹いてゐる。公称資本金四億、資本金八億の連中たちがばた／＼銀行の手助けが絶えたおかげでいかれた。そのおかげで機械地区が、輸出されるであらうと予想して注文を受けて今動いていたわけでございますが、外貨割当がないとなると、当然商社ないし紡績機械がこの出血を補わなければならぬ。そこでさういふことはとうていできないから、輸出キャンセル、その結果から生ずる倒産旋風にプラス・アルファを加える数字というものは近畿地区、名古屋、中京地区では大きなものだといふので、業界ではこれを非常に大きな心配の目をもつて注目してゐるのでございます。この点大蔵省としてはどううしよとしていらつしやるか。将来どううしよとしていらつしやるか、この点について現状及び将来の見通しをここで答えていただきたい。

○森永政府委員 外貨割当の問題は為替局長の所管でございますけれども、私もほのかに今の問題についての経過は聞いておるのでありますが、詳しいことは申し上げられないことを非常に遺憾に存じます。今週の外貨割当の幹事会で、通産省からポンド地域の毛製品の優先外貨のわくをふやす案が出るということも承知いたしております。事前に私が部内で聞きましてところでは、毛製品の需給状況並びにポンドの資金繰り——これは現在非常によくないのでございまして、さういつた問題から考えまして、幹事会では一応大蔵省としては反対という意見を持つて臨んだように記憶いたしております。但しその幹事会の結果がどうなりましてか、その辺は実は承知いたしてございせん。ただいまの御意見も合せまして原局に伝えまして、その後どううしよ筋論を申し上げたいと思ひます。中間的な答弁しきれないことを非常に遺憾に存じます。

○加藤(清)委員 これで私の質問は終了ですが、この外貨割当は御承知の通り、すでに業界が出血輸出をして稼いだ外貨でございまして、何も新しくどこから余分にこれというわけではございません。すでに稼いで政府の方に預けてある金なんです。しかもそれを全額くればというわけではございません。規定通り九〇%はただけはつて、こういふことであり、ポンド地域においては九〇%ではなくして、実質においては八〇%ぐらいになつておると思ひますが、そのすでに稼いで預けておいたのをくたさいというのでございまして、決してこれは無理ではない。筋道が通ると思ひます。かてて加えて業界の今日の状態を考へてみれば、それが輸入というところにウェイトが置かれると異論が出て来るだろうと思ひます。ところがそれで稼いだ幅を毛製品の輸出振興に向けているのでござい

報告書。
〔都合により別冊附録に掲載〕

ます。この点はいく御承知だと思ひます。決して間違ひじやないと思ひます。もし毛製品の輸出において稼いだ外貨をよその方へまわされたがゆゑになくなつた、それで少くなつたからいけないとおつしやつたとするならば、これは病人の血をとつて来て、そうして他の病人に輸血したという結果になります。他の病人は助かつたかも知れませんが、稼いで病氣になつた病人は血までとられてしまつて、一層倒産して行かなければならない。こういう状況になります。大蔵大臣は前の通産大臣でございます。地元愛知でありますから、この点はおわかりだと存じます。その点よく御留意の上、決して輸入が目的ではない、輸出のための輸入であるということとを御考慮に入れていただきまして、慎重審議の結果、なるべく病氣の業界を一日も早く救うという通産大臣の意見を尊重する態度に出していただきたい。こういうことをお願いいたします。私の質問を終わります。

○森永政府委員 十分検討いたします。

○大西委員長 本日はこの程度にいたし、次会は明後二十七日月曜日、午前十時三十分より開会いたし、輸出取引法の一部を改正する法律案に関し、質疑及び討論採決に入りたいと存じます。から、さよう御了承を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

〔参照〕

木材防腐特別措置法案(首藤新八君外四十名提出)に関する報告書
武器等製造法案(内閣提出)に関する

昭和二十八年八月五日印刷

昭和二十八年八月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局